

「ディープテック・スタートアップ支援基金／大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（PoP フェーズ）」及び「GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（GX\_PoP フェーズ）」の公募要領

2025 年 12 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
スタートアップ支援部

## 【受付方法】

本公募は、電子申請システム「jGrants」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお jGrants の使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

## 【受付期間】

2025 年 12 月 10 日～2026 年 1 月 9 日

## 【提出先及び提出方法】

下記の jGrants 公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

- PoP フェーズ応募者：

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW1VMAX>

- GX\_PoP フェーズ応募者：

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW1BMAX>

- 再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の同一実施内容の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

## 【留意事項】

※ jGrants 上の提出は期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。また、入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合でも、受け付けません。

※ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※ 他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※ 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で jGrants が利用できない、jGrants 等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに jGrants 上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

## 目次

1. 件名 .....	- 5 -
2. 事業概要 .....	- 5 -
(1) 背景 .....	- 5 -
(2) 目的 .....	- 6 -
(3) 事業内容及び事業スキーム .....	- 7 -
(4) 事業期間、補助額上限等 .....	- 8 -
(5) 予算規模 .....	- 8 -
3. 応募要件・実施要件 .....	- 8 -
(1) 補助対象事業者 .....	- 8 -
(2) 補助対象費用 .....	- 11 -
(3) 補助対象事業 .....	- 11 -
(4) 補助対象範囲 .....	- 12 -
(5) 実施要件 .....	- 12 -
4. 応募の手続き等 .....	- 12 -
(1) 提出書類の様式の入手方法 .....	- 12 -
(2) 提出書類 .....	- 13 -
5. 提出期限及び提出先 .....	- 13 -
(1) 提出期限 .....	- 13 -
(2) 提出先 .....	- 13 -
(3) 提出方法 .....	- 14 -
6. 公募説明会 .....	- 15 -
7. 審査・交付 .....	- 15 -
(1) 審査方法 .....	- 15 -
(2) 審査内容 .....	- 16 -
(3) 採択先の公表及び通知 .....	- 17 -
(4) 審査から交付までのプロセス .....	- 17 -
8. その他重要事項・留意事項 .....	- 18 -
9. 問い合わせ先 .....	- 18 -
10. その他 .....	- 18 -
別紙1 補助対象費用 .....	- 20 -
別紙1-1. 費目ごとの内容 .....	- 20 -
I. 機械装置等費 .....	- 20 -
II. 労務費 .....	- 21 -
III. その他経費 .....	- 21 -
IV. 委託・共同研究費 .....	- 22 -

別紙 1-2. 補助対象費用の留意点 .....	- 23 -
(1) 特許出願に係る経費 .....	- 23 -
(2) ルールメイキングに係る経費 .....	- 23 -
(3) 経理・検査業務に係る経費 .....	- 23 -
別紙 2 その他重要事項・留意事項 .....	- 25 -
別紙 2-1. 応募にあたっての留意事項 .....	- 25 -
(1) スタートアップの自己負担分の補填について .....	- 25 -
(2) 経理処理について .....	- 25 -
(3) 提出書類の留意事項 .....	- 25 -
(4) 契約等に係る情報の公表・開示 .....	- 26 -
(5) 交付決定等の取り消し .....	- 27 -
(6) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除 .....	- 27 -
(7) 「国民との科学・技術対話」への対応 .....	- 28 -
(8) EBPMに関する取組への協力について .....	- 28 -
(9) 提出書類の情報の取り扱い .....	- 29 -
別紙 2-2. 事業運営及び実施に係る各種手続き .....	- 29 -
(1) 事業運営 .....	- 29 -
(2) 採択後の各種事務手続き .....	- 30 -
(3) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて .....	- 31 -
(4) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動 .....	- 32 -
(5) RA（リサーチアシスタント）等の雇用 .....	- 32 -
(6) 追跡調査・評価 .....	- 32 -
別紙 2-3. 法令遵守、研究不正への対応 .....	- 32 -
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処） .....	- 32 -
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点 .....	- 34 -
(3) 研究不正への対応 .....	- 34 -

「ディープテック・スタートアップ支援基金／大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（PoP フェーズ）」及び「GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（GX\_PoP フェーズ）」の公募について

2025 年 12 月  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「ディープテック・スタートアップ支援基金／大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（Proof of Product フェーズ。以下、「PoP フェーズ」という。）」を経済産業省が策定した基本方針に基づいて実施します。また、NEDO は、「GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（GX\_Proof of Product フェーズ。以下、「GX\_PoP フェーズ」という。）」を実施します。これらの補助事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

なお、政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、実績払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

ディープテック・スタートアップ支援基金／大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（PoP フェーズ）  
GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ（GX\_PoP フェーズ）

## 2. 事業概要

### （1）背景

NEDO は、2022 年 11 月に政府方針として策定された「スタートアップ育成 5 カ年計画」に記載の大きな目標の実現に向けて、事業化・社会実装を目指して積極的な研究開発に取り組むディープテック・スタートアップを対象とした支援を行っています。ディープテック・スタートアップはその特徴として、自身の有する革新的な技術の事業化・社会実装に、長い期間と大規模な資金を要するなど、特有の難しさを抱えていることが知られています。こうしたディープテック・スタートアップが成長し事業を拡大させるためには、投資家等からの資金調達のほか、自社商品・サービスの販売を通じた売上の獲得が重要であり、早期から顧客候補としての大企業等<sup>1</sup>と連携<sup>2</sup>していくことが不可欠な要素となっています。

<sup>1</sup> 大企業等：中小企業基本法における中小企業の資本金の水準を上回り、常用従業員数 2,000 人を超える大企業を想定するが、大企業を含む業界団体やコンソーシアム、本事業趣旨に合致する事業会社を指す。

<sup>2</sup> 連携：共同事業、共同研究、販路開拓・ノウハウ・設備等のリソースの共有など。

一方で、大企業等にとっては、新規事業の創出や生産性向上が早期に必要となる中、スタートアップの新たな技術・アイデアの早期の導入によるオープンイノベーションの推進や、スタートアップの事業化までのスピード・課題解決力の活用は、競争戦略上の鍵となり得るはずです。大企業等とスタートアップの連携は双方に有効であるものの、大企業等の自前主義の残存やスタートアップ側のニーズ把握不足、契約・交渉の難しさ等、双方が抱える様々な要因で未だ本格的な関係構築に至っていないのが現状です。本格的な契約に至らない小規模な試し買いの関係にとどまるものが多いところ、調達・購買<sup>3</sup>までの共創プロセスが浸透していくことが求められています。

また、「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」（令和 5 年 2 月閣議決定）や、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（令和 5 年 7 月閣議決定）において、上記の「スタートアップ育成 5 か年計画」に掲げられた目標も踏まえ、GX 関連分野におけるスタートアップ企業の研究開発・社会実装支援等を抜本的に強化することが掲げられました。

日本は、GX 分野における社会実装段階で国際競争に劣後している状況であり、幅広い技術シーズの早期実装に向けては、市場動向を踏まえた機動的な研究開発体制・リスクマネーへのアクセス等の観点からスタートアップを活用することが重要です。一方で、GX 分野においては、技術シーズを元にスタートアップが生み出され、当該スタートアップが研究開発し、社会実装を実現するまでに需要面、資金調達面での大きな壁が存在します。

こうした課題を解消するため、「GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業」においては、スタートアップによる GX 関連技術の早期実装を強力に後押しします。

## 【参考】

「スタートアップ育成 5 か年計画」新しい資本主義実現会議

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf)

「統合イノベーション戦略 2022」

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf)

「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」

[https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf)

「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/pdf/gx\\_jikkou\\_kaigi1222.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/pdf/gx_jikkou_kaigi1222.pdf)

「共創パートナーシップ 調達・購買ガイドライン」

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/partnership/guideline.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/partnership/guideline.pdf)

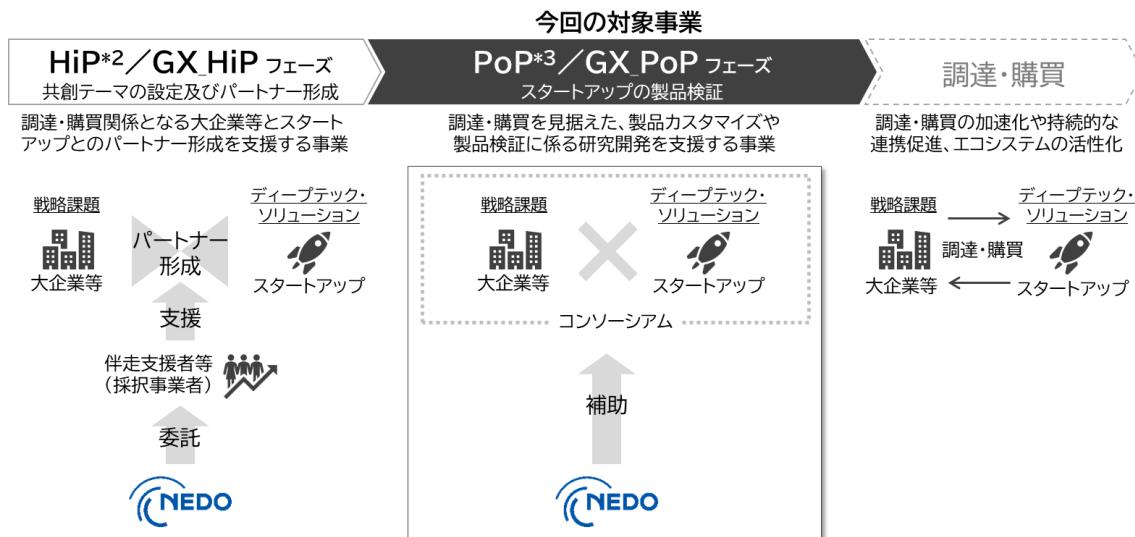
## （2）目的

我が国における、大企業等によるスタートアップの製品の調達・購買の加速化と持続的な連携促進、両者を含むエコシステムの活性化という大きな目的達成に向けた 2 つのフェーズ①「HiP (Hypothetical-issue identification and Partnering) フェーズ：共創テーマの設定及びパートナー形成」、②「PoP フェーズ：共創テーマにおけるスタートアップの製品検証」を設定しました。そのうち、本事業が該当する PoP フェーズでは、大きな社会的インパクトを創出するような調達・購買の実現数を増加させることを目的とします。

また、GX\_PoP フェーズについては上記に加え、事業を通じて CO<sub>2</sub>の排出削減と経済成長を同時

<sup>3</sup> 調達・購買：スタートアップとの協業を通じた戦略的利益の獲得を目的として、スタートアップの製品・サービスを購入・利用すること。

に実現しGXを推進させることを目的とします。



\*1:<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250430003/20250430003.html>

\*2:HiP:Hypothetical-issue identification and Partnering

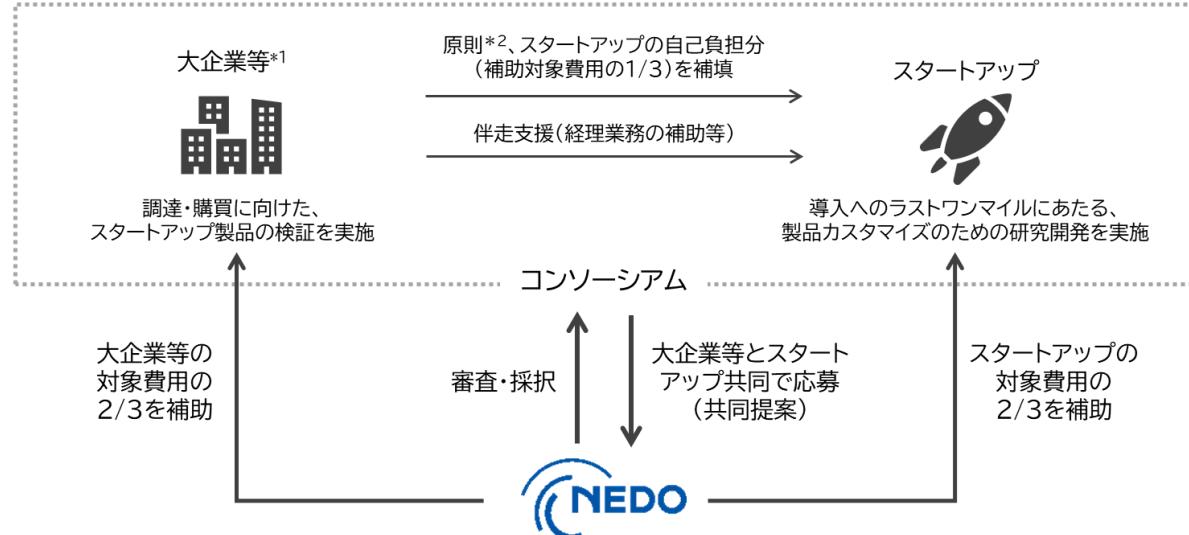
\*3:PoP:Proof of Product

### (3) 事業内容及び事業スキーム

NEDOは、当該目的に沿って、補助金の交付に向けてPoPフェーズもしくはGX\_PoPフェーズに応募する者（以下、「提案者」という。）を公募します。また、NEDOは提案者が提出した補助金交付に係る提案書（以下、「提案書」という。）や、当該提案書の内容を補完するために添付する必要書類（以下、「添付書類」という。）をもとに、外部有識者等による評価に基づく審査を行い、実施者を決定します。

PoPフェーズ及びGX\_PoPフェーズは、その革新的な技術(GX経済の実現に資するものを含む。)の研究開発に取り組んでいるディープテック・スタートアップと、その製品・サービスの調達・購買を希望する大企業等を対象に、調達・購買に至るための“ラストワンマイル”段階にあたる製品カスタマイズや製品導入検証に向けた支援を行います（調達・購買の費用を補助するものではないことに留意してください。）。

**補助対象費用上限(事業全体の規模):1.5億円**  
なお、補助対象費用全体のうち、70%以上はスタートアップの費用であることが必要



\*1 大企業等:常用従業員数2,000人を超える大企業を想定するが、大企業を含む業界団体やコンソーシアム、本事業趣旨に合致する事業会社を指す

\*2 スタートアップ側による辞退の意向がある場合は除く

また、本補助事業では大企業等の戦略課題として、下記3つの類型を設定しておりますので、いずれかを選択の上、提案してください：

- ① プロセス改善（主にコスト削減）
- ② 既存製品・サービスの強化（性能アップ・利便性向上等）
- ③ 新規事業開発・次世代製品開発

なお、本番号は提案書類のファイル名等にも記載いただきます（[5. 提出期限及び提出先（3）提出方法](#)参照）。

#### （4）事業期間、補助額上限等

PoPフェーズ、GX\_PoPフェーズとともに、事業期間、NEDO補助率、補助額上限は以下の表の通り定めます。

事業期間	事業規模	NEDO補助率	補助額上限	備考
1年以内	1.5億円以内	補助対象費用の2/3	1.0億円	1事業における補助対象費用のうち、70%以上がスタートアップの費用であることが必要です。

#### （5）予算規模

- PoPフェーズ：2025～2026年度約8億円（総額930億円の内数）【DTSU基金】
- GX\_PoPフェーズ：2025～2026年度約190億円の内数【需給（GX）】

予算の範囲内で採択します。なお、補助金は審査の結果及び国の予算の変更等により、提案額から減額して交付することがあります。

### 3. 応募要件・実施要件

#### （1）補助対象事業者

本事業では、大企業等、スタートアップのそれぞれに係る要件に加え、大企業等とスタートアップの両者（コンソーシアム）に係る要件があります。

##### ① 大企業等の要件

以下の全ての要件を、応募時点から補助事業終了時点まで満たすことができる大企業等が対象となります。

- i. 日本に登記されている民間企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
- ii. 補助事業期間において、スタートアップに対し事業目的に沿った伴走支援を行う能力を有すること。また、補助事業期間中にスタートアップに対し伴走支援可能な体制を構築・維持すること。
- iii. スタートアップ側による辞退の意向がない限り、スタートアップの補助対象費用の自己負担額を補填すること（[別紙2-1. 応募にあたっての留意事項（1）スタートアップの自己負担分の補填について](#)参照）。
- iv. 原則としてスタートアップの経理処理等についても隨時助言・監督を行うこと。

## ② スタートアップの要件

以下の要件を、応募時点から補助事業終了時点まで満たすことができるスタートアップが対象となります。

- i. 日本に登記されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発を行っており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、未上場の事業者であること。
- ii. 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業<sup>4</sup>に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

主たる事業として 営んでいる業種 (「日本標準産業分類」の規定に基づく)	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数 <sup>5</sup> )
製造業、建設業、運輸業及び その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

- iii. 大企業の持分法適用会社ではないこと。
- iv. 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。

<sup>4</sup> 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業  
・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業  
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

なお、本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社  
・学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に定める大学・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)

<sup>5</sup> 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、「応募に係る要件確認に対する説明書」及び「添付書類（会社定款、取締役名簿、株主名簿等）を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性<sup>6</sup>の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。

- v. 原則として、設立から 20 年以内の企業であること。
- vi. 提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が 5%以上の企業であることが確認できること。

ただし、J-Startup、J-Startup Impact、J-Startup Local に認定されている企業であり、財務状況等により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、ii.に掲げるみなしだ企業や、iii.に掲げる大企業の持分法適用会社、iv.に掲げる出資の様に該当する場合であっても、PoP フェーズ及び GX\_PoP フェーズに応募することを可能とする。

また、GX\_PoP フェーズにおいては、iii.に掲げる大企業の持分法適用会社に該当する場合であっても、GX リーグに参加する出資元企業から事業展開上の一定の協力を得られる見込みがあり、事業支援計画書が提出される場合は応募可能とする。

### ③ 大企業等・スタートアップの両者（コンソーシアム）に係る要件

以下の各要件について、PoP フェーズでは i.から ix.を、GX\_PoP フェーズでは i.から x.を、応募時点から補助事業終了時点まで満たすことができる大企業等・スタートアップのコンソーシアムが対象となります。

- i. 補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- ii. 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力や補助対象事業終了後の事業化（調達・購買等）を達成するために必要な能力を有すること。
- iii. 大企業等とスタートアップとの間で、経済産業省が策定した「初期購買趣意書」のフォーマットを用いた初期購買趣意書、または、それに準ずる書類を双方合意の上で取り交わしていること（別紙 2-1. 応募にあたっての留意事項（3）提出書類の留意事項②参照）。なお、初期購買の契約を締結するに至った場合、大企業等とスタートアップとの間で、経済産業省が策定した「初期購買モデル契約書」のフォーマットを用いた初期購買契約書、または、それに準ずる書類を使用することを想定しております。
- iv. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、十分な経理的基礎を有すること。
- v. 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- vi. 採択にあたっては、NEDO ホームページ上で社名が公表されることに同意すること。
- vii. 補助事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び調達・購買等の状況調査に御協力いただけること。
- viii. 技術研究組合ではないこと。

<sup>6</sup> ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が、当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることがあります。また、本要件におけるただし書きは、海外における資金調達を行うため等、多様な企業形態を考慮して設定したものです。そのため、「応募に係る要件確認に対する説明書」において、当該法人の業態や 50%以上の提案者の株式を保有している理由等をご記載いただき、審査における参考情報とします。

- ix. 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- x. 補助事業の実施を通じ、「GX リーグ参画企業に求める取組」と同様の GX に係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を「GX に係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GX に係る取組申告書」には、補助事業を通じて実施する予定の CO<sub>2</sub> 排出削減のための取組を記載すること（補助事業で実施した研究開発及びその成果の事業化を通じた CO<sub>2</sub> の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。）。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること（[（3. 応募要件（3）補助対象事業 iv.の脚注 9 参照）](#) や、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。ただし、本書類は各コンソーシアムで 1 部作成し、大企業等側が提出すること。

## （2）補助対象費用

補助の対象となる費用は、本公募要領の「[別紙1 補助対象費用](#)」及び交付規程第 6 条第 1 項に示すとおりです。

## （3）補助対象事業

以下の各要件について、PoP フェーズでは i. から iii. を、GX\_PoP フェーズでは i. から iv. を満たす事業を、補助の対象といたします。

- i. 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）であること。
- ii. 具体的技術シーズがあって、技術開発要素があることが想定されること。なお、技術開発要素が少ないものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。
- iii. 競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。  
なお、実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。  
また、医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。
- iv. 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO<sub>2</sub> の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出しうるものを対象とし、そのうち、太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AI の開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出される CO<sub>2</sub> の排出の抑制に係る事業であること<sup>7</sup>。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投

<sup>7</sup> 事業所等から排出される CO<sub>2</sub> の排出の抑制に係る事業については、エネルギー起源の CO<sub>2</sub> 排出削減に繋がる技術の

資促進策の基本原則」に則したものであること<sup>8</sup>。

#### (4) 補助対象範囲

提案者が提案書に記載した研究開発・実証等の実施内容のうち、NEDO が交付決定を行うものが、PoP フェーズ及び GX\_PoP フェーズにおける補助対象となります。したがって、補助事業期間内の内容に限られることと、交付に当たっての条件を満たす範囲となることにご留意ください。

#### (5) 実施要件

本事業は、採択後、「大企業調達事業補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：交付規程・様式

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

補助事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### 4. 応募の手続き等

補助金の交付を希望する提案者は、下記に掲げる様式等に基づき、提案書及び添付書類(以下、「提出書類」という。)一式を NEDO にご提出ください。

#### (1) 提出書類の様式の入手方法

PoP フェーズ及び GX\_PoP フェーズへの応募に必要な提出書類の様式は、NEDO ホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。なお、本公募ページには、提出書類の様式も含め、下記の資料を掲載しておりますので、必ずご一読ください。

- ・基本計画
- ・実施方針
- ・公募要領
- ・提出書類一式

---

開発が対象となります。大気中の CO<sub>2</sub>を直接に回収する技術に係る研究開発事業については、回収した CO<sub>2</sub>の分離や利用等に係る研究開発を含む等、総体として、非化石エネルギーの開発・利用の促進、エネルギー利用の高度化、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の排出抑制に資すると考えられる場合には、対象となり得ます。

<sup>8</sup> 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

## (2) 提出書類

下表内の記載の提出書類を作成いただく必要がございます。

<提出書類>			
提出書類名	提出形式	大企業等 (代表提案者)	スタート アップ
1. 提案書 <研究開発に関する情報>			
1-1. 提案書（様式）他	Excel	●	●
1-2. 実施計画書（提案内容）	Power Point	◎	
1-2. 捕 支出計画書	Excel	◎	
1-3. 初期購買趣意書（または代用書） ※スタートアップと内容が合意済みのもの	PDF	○	—
2. 添付資料② <会社に関する情報>			
2-1. 直近3年分の財務諸表（決算報告書）	PDF	△	●
2-2. 全部事項証明書（履歴事項全部証明書）	PDF	●	●
2-7. 応募に係る要件確認に対する説明書	PDF	—	△

●=大企業等とスタートアップがそれぞれ別ファイルで作成・用意し、提出は大企業等がまとめて行ってください。

◎=両者合同で1ファイル作成し、大企業等が提出してください。

○=提出が必須となります。

△=対象者のみ提出が必須となります（2-1.は中小企業に該当する者のみ。また、2-7.については [3. 応募要件・実施要件（1）補助対象事業者](#)①スタートアップの要件 iv.参照）

## 5. 提出期限及び提出先

### (1) 提出期限

2026年1月9日（金）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

期限までにアップロードを完了できなかった提出書類は、いかなる理由であろうとも、所定の審査プロセスには乗らないため、ご注意ください。また、提出書類に不備等がある場合は審査対象となりません。提出書類の不備等が残ったまま審査対象となり、不備等が原因で審査上の不利の発生、更に不採択の選考結果となった場合、NEDOは責任を負いかねますので、各書類のフォーマット内の案内や注意書きを熟読の上、注意して記入ください（提出書類のフォーマットは変更しないでください。）。

### (2) 提出先

電子申請システム「jGrants」上で、代表提案者である大企業等が、必要情報の入力と提出書類（[4. 応募の手続き等（1）提出書類の様式の入手方法](#)）のアップロードを行ってください。な

お、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

#### 【提出先】 jGrants 公募ページ申請 URL

- PoP フェーズ応募者：  
<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW1VMAX>

- GX\_PoP フェーズ応募者：  
<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW1BMAX>

#### 【留意事項】

- jGrants に記載する内容は、提案書（様式）に記載する内容と同一となるようにしてください。
- 提案件名の欄には、共同提案するコンソーシアムを組む「大企業等名 | スタートアップ名」をこの順番で、間に「|」印（全角）を入れて記入してください（「株式会社」は抜いて表記）。  
(例) 大企業等名が「NEDO」、スタートアップ名が「経済産業省」の場合：  
NEDO | 経済産業省

### (3) 提出方法

電子申請システム「jGrants」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。提出にあたっては、(2) 提出書類を確認いただき、提出が必要な書類を（特に代表法人である大企業等はスタートアップ側の書類も集めた上で）一つの zip ファイルにまとめて（100MB 以内）提出してください。zip ファイル名は下記の通りにしてください（「|」印は全角であることに注意してください。）。

- PoP フェーズ応募者：  
2026 年度大企業調達\_PoP\_○※大企業等名 | スタートアップ名.zip
- GX\_PoP フェーズ応募者：  
2026 年度大企業調達\_GX\_PoP\_○※大企業等名 | スタートアップ名.zip

※○には、大企業等の戦略課題を下記のいずれかより選択の上、番号を記載してください：

- ① プロセス改善（主にコスト削減）
- ② 既存製品・サービスの強化（性能アップ・利便性向上等）
- ③ 新規事業開発・次世代製品開発

(例) 大企業等の戦略課題が②、大企業等名が「NEDO」、スタートアップ名が「経済産業省」の場合：

2026 年度大企業調達\_PoP\_②NEDO | 経済産業省.zip

なお、代表提案者である大企業等以外の提案者（スタートアップ）の jGrants 上の申請は不要

です。

jGrants の使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

jGrants で申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や jGrants 利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における jGrants での応募受付について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

## 6. 公募説明会

本事業の当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を以下の通り開催いたします。説明は日本語で行います。

- ・開催日時：2025 年 12 月 16 日（火）14 時 00 分～15 時 00 分
- ・開催形式：オンライン（Microsoft Teams）
- ・申込方法：出席を希望する事業者は、以下の teams ウェビナー登録フォームからお申し込みください。会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスに送付されます。

<https://x.gd/EK1rp>

※当日午前 10 時までにご案内が届いていない場合は、大変お手数ですが担当までご確認ください。

※人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方への URL の転送はご遠慮ください。

本説明会は応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限りご参加ください。なお、説明会資料を NEDO ウェブサイトに後日、掲載しますのでご確認ください。

## 7. 審査・交付

### （1）審査方法

NEDO は、提案要件に関する審査の後、外部有識者等を活用した書面審査を行います。必要に応じて、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査を実施します。なお、当該プレゼンテーション審査に際して、審査委員や NEDO の求めに応じ、開発内容や事業内容、財務状況等を示す資料の追加や更新等、審査のために必要なご協力ををお願いする場合があります。最終的には NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て採択を決定します。採択決定に際しては、補助金交付のための条件を付す場合があります。

## 【審査における留意事項】

- 応募する事業案件に関して、特定の外部有識者と利害関係（利害関係者の定義参照）があり、公正な評価が保証されないと提案者が判断する場合は、提出書類「利害関係者の確認について」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。
- 審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ了承ください。
- 採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- プレゼンテーション審査は、原則として提案者である大企業等とスタートアップ双方の代表者が説明をお願いします。
- 経営者面談では、事業期間中の研究活動が円滑に実施出来るかを確認するため、提案者の実施意向、財務状況や研究体制についてヒアリングします。なお、提案者の財務状況について確認するため、大企業等側の提案者で中小企業基本法における中小企業にあてはまる提案者については経営者の方のご出席を必須としますが、あてはまらない提案者（大企業に区分される提案者）については代理者による出席を可能といたします。

## （2）審査内容

### ① 提案要件に関する審査

NEDOは、本事業の目的への適合性、「[3. 応募要件・実施要件](#)」に記載されている要件を満たしているか、及び「[別紙2-1. 応募にあたっての留意事項（6）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除](#)」に定める「不合理な重複」及び「過度の集中」がないか、「[別紙2-3. 法令遵守、研究不正への対応（3）研究不正への対応](#)」に記載の研究活動の不正行為がないか等を審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

### ② 評価項目

審査は主に下記観点から行われます。

#### i. 大企業等によるスタートアップの製品・サービスの調達・購買の確度：

本補助期間を通した検証を経た上で、大企業等によるスタートアップの製品・サービスが初回の調達・購買される見込みが十分高いこと。具体的には、大企業等とスタートアップとの間で良好かつ公平な関係が構築されていることや、初回の調達・購買に至るためのプロセス（必要手続きや実施事項）の解像度が高いこと、初期購買趣意書に必要十分な項目が網羅されていること等の観点から判断します。

#### ii. 初回の調達・購買までのスピード：

本補助期間終了後、十分早期に調達・購買が実行されること。具体的には、調達・購買までの社内プロセスも含めた予定期間（短期）、その妥当性（業界平均等のベンチマークとの比較）等の観点から判断します。

#### iii. 創出されるインパクト：

調達・購買が実行された場合に、大企業等とスタートアップのそれぞれが得られる企業戦略上・事業戦略上の効果や、生じるインパクトが十分大きいこと。具体的には、調達・購買によって創出される売上規模・経済効果の大きさや、その妥当性（業界平均等のベンチマークとの比較）等の観点から判断します。

iv. (GX\_PoP フェーズのみ) 将来を含めて国内の CO<sub>2</sub> の排出削減に貢献するものであること。

その他、事業目的への適合性（調達・購買に至るための“ラストワンマイル”段階にあたる製品カスタマイズや製品導入検証に向けた研究開発といった事業趣旨に適合しているか等）や、取り組み内容の優位性（スタートアップの製品・サービスの新規性や有用性等）、実施体制・能力（必要な人員・設備・支援体制や関連分野の開発実績を有するか等）の観点からも審査をいたします。

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- i. 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対して加点します。
- ii. 費上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
- iii. 「新しい経済対策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」にて示された当該事業において、認定された企業（J-Startup 企業、J-Startup Local 企業及び J-Startup Impact 企業）に対して加点します。

### （3）採択先の公表及び通知

#### ① 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託先・共同研究先含む）を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

不採択の場合は、提案者の企業名含め提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、補助金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることができます。

#### ② 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

#### ③ 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

### （4）審査から交付までのプロセス

交付決定までの流れは以下の通りです。

- i. 提案書受理後、NEDO が外部有識者等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、補助予定先の採択決定及び通知を行います。採択先決定の予定時期は下記スケジュールを参照ください。審査の内容によって、実施内容や補助対象費用の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。なお、採択決定は補助金の交付決定ではありません。

- ii. 採択された事業については、金額精査等を行ったのち、交付規程で定める様式第1により補助金交付申請書を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発出します。早期の事業開始のため、交付申請書の作成をご準備いただくことをおすすめいたします。
- iii. 交付決定を受けた事業については、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は補助対象として計上できません。
- iv. 交付決定をうけた事業が学術研究機関または事業会社との共同研究を含む場合は、交付決定後 30 日以内に、共同研究に係る契約書の写しを NEDO に提出いただきます。
- v. 不採択の場合、不採択理由を添えて、その旨を通知いたします。

また、審査から交付までのスケジュールについては下記の通りを予定しております。

書類提出期間	面談審査実施日	採択先決定時期	交付決定時期
2025 年 12 月 10 日 ～2026 年 1 月 9 日	2026 年 1 月下旬 ～2026 年 2 月上旬頃	2026 年 2 月中旬 ～2026 年 3 月上旬頃	2026 年 4 月 1 日以降

※スケジュールは変更する可能性がございます。

## 8. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「別紙2 その他重要事項・留意事項」にまとめて記載しておりますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

## 9. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
スタートアップ支援部 人材支援・オープンイノベーション促進チーム  
大企業調達事業事務局 メールアドレス：[chotatsu@nedo.go.jp](mailto:chotatsu@nedo.go.jp)

## 10. その他

### 【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。  
<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

### 【NEDO 公式 SNS】

NEDO 公式 SNS (<https://www.nedo.go.jp/nedomain/index.html>) をフォローいただきますと、

ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 SNS で確認できます。  
是非フォローいただき、ご活用ください。

## 別紙1 補助対象費用

補助の対象となる費用は、本補助事業を進めるために必要な、研究開発（特許出願に係る経費やルールメイキングに係る経費を含む）やF/S調査（研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提）、量産化実証（量産に向けての生産技術の開発や実証試験等を含む）、海外技術実証に関する下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する（汎用のもの、本事業以外にも使用するものは補助対象外です。）機械装置等経費、労務費、その他経費、及び委託・共同研究費です。

※研究に必要な経費を正確に積算ください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。

※必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。

※事業期間中におけるサンプル出荷等（出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの）を行うことは可能です。ただし、有償で行う場合は、その収入額を補助対象費用から減額します。

ただし、本事業においては、原則としてコンソーシアム内（大企業等とスタートアップの間）において、有償でのサンプル出荷は不可となりますのでご了承ください。

※本補助事業に係る補助対象費用に海外の研究実施場所での支出分を計上する場合には、原則として、補助対象費用総額の1/2を超過しないこととします。

### 別紙1-1. 費目ごとの内容

#### I. 機械装置等費

##### 1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及びその運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。量産化実証に必要な生産技術の開発・製作。実証試験に必須となる建物等の設計・建築。

##### 2. 機械装置等製作・購入費

補助事業に必要な機械装置（量産化実証に必要な実証用パイロット生産設備等も含む）、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。※事業期間中、本事業に専用で使用すること。購入した機械装置を生産に使用する場合は転用手続きが必要となる。

##### 3. 保守・改造修理費

補助事業で購入したプラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修理（主として現状に回復する場合）に必要な経費。

※当事業で入手する機械装置等を用いた研究開発を行い、その具体的かつ明示可能な成果を本事業終了までにNEDOへ報告（実績報告書への記載を含む）する必要があります。つまり、装置等の入手や設置のみで事業期間が終了してしまう場合は、補助対象費用として計上はできません。

※建物の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等について、実施計画書に記載してください。また、補助事業の完了後においても、処分制限期間内においては善良なる管理者の注意をも

って管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図るようお願ひいたします。処分制限期間内に処分等を行う場合は、事前に NEDO の承認が必要となる場合がありますのでご注意ください。

※委託・共同研究費で取得した機械装置費等については、原則として、その所有権は補助事業者に帰属するのでご注意ください。なお、学術機関等を委託・共同研究先とする場合、学術機関側の規定に基づいて処理することも可能です([IV. 委託・共同研究費](#)参照)。

## II. 労務費

### 1. 研究員費

実施計画書の研究開発体制に記載された者であって補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等であって、補助事業の遂行のために直接従事した時間分の人工費。なお、NEDO が認める補助事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も補助事業への直接従事した分として計上することができます。

### 2. 補助員費

補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の人工費(ただし、上記 1. 研究員費に含まれるものと除く。)。

※出向契約書等に基づき、「出向者」として当該業務に従事する場合も、労務費の計上が認められます。

※人工費単価は、健保等級に基づく労務費単価を用いて算定ください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、[課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル](#)の労務費の項目をご参照してください。

※本事業では、経理責任者等が行う経理・検査業務における労務費等の計上が可能です。

[別紙 1-2. 補助対象費用の留意点\(3\)経理・検査業務に係る経費](#)をご確認ください。

## III. その他経費

### 1. 消耗品費

補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

### 2. 旅費

i. 補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

ii. 研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

### 3. 外注費

補助事業の遂行に必要な加工・分析等の請負外注に係る経費。

なお、研究開発要素がある業務を外注することはできません。

### 4. 諸経費

上記の 1. ~ 3. のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。謝金(旅費含む)を計上する際は、研究体制表に有識者登録が必要です。

#### IV. 委託・共同研究費

補助事業のうち、委託契約又は共同研究契約等（以下、「共同研究契約等」と称す）に基づき事業会社（国内・国外）又は学術機関等（国内・国外）が行う技術開発や技術実証に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ.～Ⅲ.に定める項目に準じて行います。

- 「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。
- 委託・共同研究費の上限額は、原則として補助対象費用の総額の50%未満です。
- 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示して頂きます。その際、以下のA)～B)にご留意ください。
  - A) 委託・共同研究先が購入する単価50万円以上の機械装置等の取得費用については、委託・共同研究費として計上することができます。ただし、当該装置等の所有権は、補助事業者に帰属しますので、補助事業者が処分制限財産として管理を行っていただく必要があります。ただし、学術研究機関等においてはこの限りではありません（下を参照）。
  - B) 学術機関等が委託先、共同研究先の場合には、委託・共同研究費に間接経費を計上することができます。なお、間接経費は、共同研究契約等においても同様に約定されていることが必要です。
- 委託・共同研究契約等を締結するに当たり、以下の（ア）～（オ）にご留意ください。
  - （ア）委託・共同研究費で取得した取得財産の取扱いについては、契約書中で、「研究期間中は、当該取得財産を補助事業の目的に沿って使用する」旨の文言を記載してください。
  - （イ）学術機関等が、委託・共同研究費で取得した財産については、以下を全て満たす場合に、その所有権を委託・共同研究先である学術機関に帰属することができます。
    - 「共同研究契約等により取得した財産の帰属は共同研究先とする」旨が、委託・共同研究先の内規等で定められていること。
    - 「共同研究契約等により取得した財産の帰属は共同研究先とする」旨が、共同研究契約書等において約定されていること。
  - （ウ）委託・共同研究先に支払った費用について、補助事業者が確認できるように、共同研究契約書等の中で、「補助事業者は、本契約に関する経理書類の閲覧を申し出しうることができる、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。」旨の文言を記載してください。
  - （エ）共同研究契約書等の締結日及びその履行期間は、補助期間内（交付決定日から事業終了日まで）である必要があります。
  - （オ）共同研究等によって得られた成果、特に知財等の成果について、応分の扱いになってることにご留意ください。また、事業会社との委託・共同研究において補助事業者が発明を自ら実施する場合において不利益とならないように配慮した契約内容である必要があります。

※共同研究契約等を締結するにあたり、以下のガイドラインに準拠した契約内容であることを推奨します。

「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」（令和4年3月31日）

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki\\_jun/startup/start-up.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/startup/start-up.pdf)

「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」

## 別紙1-2. 補助対象費用の留意点

### (1) 特許出願に係る経費

本事業における研究開発と密接に関連し、研究開発等の成果の事業化に当たり必要となる特許出願等の知的財産権の取得に要する経費であり、補助期間内に出願が完了したものに対し、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 本補助事業の研究開発項目の成果を含み、補助期間内に出願が完了していること。
- ii. (交付規程様式第5) 大企業調達事業補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書において当該知的財産権の届出を行うこと。
- iii. 提案書(採択後は交付申請書)の実施計画書等において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
- iv. 事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
- v. ここで対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権とする。
- vi. 委託・共同研究先との共同出願については、別途定めた出願契約書等に記載された持分等に応じ対象経費を計上すること。(委託・共同研究先の場合、補助先との共同出願分については計上可能ですが、委託・共同研究先のみの出願分については計上できません。)

なお、計上可能な費目は、先行技術調査(国内・国外)に係る労務費や調査費、出願等に係る費用等です。

### (2) ルールメイキングに係る経費

本事業における研究開発の成果を事業化するために必要であって、かつ研究開発にフィードバックすることを目的として、各種規制や標準・規格の調査、それらの形成・変更・維持に向けた活動(ルールメイキング)に要する経費であって、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 提案書(採択後は交付申請書)等において、その内容を具体的に記述していること。
- ii. 実績報告書に、その活動の結果を研究開発の方向性とともに記述すること。

なお、計上可能な費目は、規範等の調査に係る労務費や外注費、規範の形成等に係る労務費や外注費等です。

### (3) 経理・検査業務に係る経費

補助事業者が、本事業の実施体制中において記載した「経理責任者」を中心として、本事業における経理・検査業務を適切に実施可能な体制構築を行うものであって、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 提案書(採択後は交付申請書)の体制表に記載した「経理責任者」が、本事業の経理・検査業務を行う者を「業務実施者」として任命し、別紙の研究体制表に記載すること。
- ii. 補助先の従業員としての身分を有すること
- iii. 「経理責任者及び業務実施者」(以下、「経理責任者等」という。)は、本事業において

研究開発業務は行うことは出来ません。(つまり、「研究員」との兼務は不可。)

iv. 経理責任者等の労務費の計上は、時間単価適用者又はエフォート専従者として登録すること。経理責任者は、誓約事項を遵守すること(交付規程別記2参照)

なお、委託・共同研究先の経理責任者等の経費の計上はできません。

また、計上可能な費目は、経理責任者等の経理・検査業務に係る労務費、及びそれらに必要となる移動等に係る旅費(交付規程(別記)補助対象費用(内容)の「II. 労務費」及び「III. その他経費 2. 旅費」にて計上する)です。

## 別紙2 その他重要事項・留意事項

### 別紙2-1. 応募にあたっての留意事項

#### (1) スタートアップの自己負担分の補填について

大企業等の応募要件として「3. 応募要件・実施要件（1）補助対象事業者②大企業等の要件iii.」に記載の、スタートアップの補助対象費用の自己負担分の補填について、補填の方法についてはNEDOからは指定しませんが、スタートアップの口座へと入金されるようにしてください。ただし、大企業等がスタートアップの自己負担分の補填する費用を、本事業で経費計上することはできません。なお、応募時点でスタートアップが、自社の補助対象費用の自己負担分を大企業等が補填することを辞退する場合には、「提案書（様式）他ファイル内4-1. チェックシート」にその理由と代わりの補填方法を記載してください。

#### (2) 経理処理について

本事業はスタートアップ支援を第一目的としており、大企業等の応募要件として「3. 応募要件・実施要件（1）補助対象事業者②大企業等の要件iv.」に記載の通り、本補助事業に係るスタートアップの経理処理等についてはその負担を軽減するために、原則として大企業等が随時援助等の管理業務を実施してください。

ただし、スタートアップから経理業務の自主管理の申し出があった場合や、事業の円滑な遂行のためにスタートアップが大企業等の経理処理を管理する等の申し出があった際には、上の限りではありません。

いずれの場合でも、大企業等とスタートアップのコンソーシアムにおいて経理処理の管理及び精査を適切に行うようにしてください。

#### (3) 提出書類の留意事項

##### ① 初期購買趣意書

本書類は、代表提案者である大企業等が、経済産業省が公表している「初期購買趣意書<sup>9</sup>」のフォーマットを用いて作成し、共同提案者であるスタートアップとの合意のもと、提案の際にNEDOに提出してください。なお、初期購買趣意書の代替書類を提出する場合、初期購買趣意書の内容と同等であること及び初期購買趣意書を使用できない理由を記載した理由書を作成の上で提出してください。

なお、原則として経済産業省が公表している「初期購買趣意書」の章立てを変えておらず、かつ以下の事項を網羅したものを初期購買趣意書として認めます。

- 初期購買の目的は「効果検証」であることを契約書に定め、それ以外の目的での使用を禁止する。
- スタートアップは初期購買において、製品の仕様のみを保証すればよいものとし、品質については検証の中で本格採用を検討する基準としてのみ確認するため、受入検収及び契約不適合責任の対象に含めない。
- 事業会社は、検証のプロセスやスケジュール、達成目標等をスタートアップと合意の上、事前に明確化する。

<sup>9</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/partnership/shuusho.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/partnership/shuusho.pdf)

- 事業会社は、プロジェクトの結果をスタートアップにフィードバックすることとする。

## ② 財務諸表（決算報告書）

本書類はすべての中小企業の提案者が以下の事項に留意して提出してください。

- 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。  
「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表をWebページ上で公表している場合には、その公表URLを「1-1. 提案書（様式）」中に明記する形でも可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- 委託先・共同研究先の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や委託先・共同研究先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- 法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

## ③ 研究経歴書

提案書の一部として補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。様式は別添資料をご参照ください。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。  
(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

## （4）契約等に係る情報の公表・開示

外部からの問い合わせに応じて、交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

[https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuikeiyaku\\_top.html](https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuikeiyaku_top.html)

また、制度改善に向けて、申請者に対してヒアリング・アンケートを実施する場合があります。さらに、申請実績・採択実績の各データを利用することがあります。

## (5) 交付決定等の取り消し

申請内容の虚偽や補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後又は補助金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表等を行うことがあります。

## (6) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複<sup>10</sup>」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取消し又は減額することがあります。

### (注1)

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※））が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があつた場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

### (注2)

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ・ 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ・ 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

- ・ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ・ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ・ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ・ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

## （7）「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

## （8）EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時までに提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産

業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

## （9）提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 別紙 2-2. 事業運営及び実施に係る各種手続き

### （1）事業運営

#### ① 全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

#### ② 補助事業実施中の進捗管理・計画変更への対応

NEDO は、補助事業の進捗状況等に係るフォローアップ調査等を行う予定です。

補助事業者は、補助事業開始後に、技術開発計画や開発スケジュールの変更、事業環境の変化に伴う事業計画の変更、参入市場の変更など、補助金交付申請に際して NEDO に提出した補助事業の計画に何らかの変更が生じる場合、事前に NEDO にその旨を申し出て、その指示に従ってください。必要に応じて、外部有識者も交えた検討を行うなど、隨時、計画変更の手続を実施することとなります。

#### ③ 知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

## (2) 採択後の各種事務手続き

### ① NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用させていただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、GビズIDを用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

GビズIDの詳細は、GビズIDホームページをご確認ください。

【参考】NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

GビズIDホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### ② 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれでは、NEDOからの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ずe-Rad上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Radの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめてe-Rad上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO事業実施の際のe-Radの手続きについて」の情報をご確認ください。

その他e-Radについては、e-Radポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO事業におけるe-Radの手続きについて

[https://www.nedo.go.jp/koubo/201121\\_1\\_201121\\_1.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html)

e-Radポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

### ③ 資産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

- 補助事業により取得した機械装置等の財産又は効用の増した財産については、補助事業の完了後においても、処分制限期間中は、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図る必要があります。処分制限期間内に、当該

財産を補助金の交付の目的外（他用途への転用、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。また、当該資産を処分することにより収入金が生じる際には、NEDO の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります（なお、他用途への転用、廃棄等の場合は、原則として残存簿価相当額の納付となります。）。

- ・提案者は、補助事業に基づく発明、考案等について、産業財産権等として補助期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDO に届出書を提出する必要があります。
- ・本補助金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

※圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を補助金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたらすことにより直接的な課税が生じないようになる制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認ください。

#### ④ 事業化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあっては、補助事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5 年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。事業化状況報告書の提出は交付にあたっての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

また補助事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

#### （3）本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ・本事業の成果、事業化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。
- ・報告の方法は、文書によるものその他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ・公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ・前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

##### 【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

##### 【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

#### (4) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

#### (5) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

#### (6) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

### 別紙2-3. 法令遵守、研究不正への対応

#### (1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）

しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程

<https://www.cistec.or.jp/export/jisukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・安全保障貿易ガイド（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

## (2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

### a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく特許出願の非公開制度(令和6年5月1日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第74条及び第75条)。

- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

#### 【参考】特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

### b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方を準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く)
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

## (3) 研究不正への対応

### ① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2))に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることができます。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i.~iii. の措置を講じることができます。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。  
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。  
また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## ② 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(※1)）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(※2)）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、

告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じことがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

E-mail：[helpdesk-2@m1.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@m1.nedo.go.jp)

ウェブサイト：[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)